

山南中学校PTA会則

第1条（名称及び事務所）

この会は、山南中学校PTAと称し、事務所を山南中学校に置く。

第2条（会員）

この会の会員は、山南中学校の生徒の保護者と本校に勤務する教職員とする。

第3条（目的）

この会は、保護者と教職員が協力して、学校、社会が一体となって、健全な学校教育を推進し、生徒の福祉を増進するとともに会員の資質の向上を図ることを目的とする。

第4条（活動）

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 自主的な相互の学習により、よい保護者よい教師となるように努め、その成果を家庭教育、学校教育の上に役立てる。
2. 家庭と学校との緊密な連携によって、生徒の生活を指導し、またその生活環境をよくするように努める。
3. 教育に対する正しい世論と協力を高めるように努める。
4. その他、目的を達成するための教育。

第5条（方針）

この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の干渉も受けないが、生徒の教育ならびに福祉のために活動する団体および機関と協力する。

この会は、学校問題について討議し、また各方面への意見を具申し参考資料を提供する。

第6条（役員）

この会に、次の役員を置く

会 長	1名
副会長	3名（男子1名、女子2名）
常任委員	11名（会計2名、部長3名、副部長6名）
教職員常任委員	2名
庶 務	2名以内
会 計	2名
自治会委員	（別表による）
学級委員	（各学級、男女各1名）
会計監査委員	3名（内1名は教職員）

上記のほか必要に応じて会長が指名し委嘱する

第7条（役員を選出方法）

役員は、次の方法により選出する。

1. 正副会長は、選考委員会において会員の中より選考の上、総会の承認を得る。
2. 選考委員会は、新自治会委員の内から選出する。
3. 常任委員及び会計監査委員は、委員会において選出する。
4. 会計（2名）は会長が指名し委嘱する。
5. 庶務（2名以内）は校長を除く教職員会員より選出する。
6. 教職員常任委員は校長、庶務1名とする。
7. 自治会委員は、各自治会会員中より選出する。
8. 学級委員は、各学級会員中より選出する。ただし、夫婦は同一人とみなす。
9. 会長、副会長歴任者の夫婦は同一人と見なし、学級委員を免除する。

第8条（役員任期）

1. 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、後任役員決定するまでそ

の責に任ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、学級委員は、一子につき1回を限度とする。

第9条（役員の仕事）

役員の仕事は、次のとおりとする

1. 会長は、この会を代表し会を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
3. 常任委員は、この会の目的達成のための活動の企画、並びに予算・決算を審議し、会務を分担しその執行の任にあたる。
4. 庶務は、この会の会議の議事、会の重要事項を記録し、庶務の処理にあたる。
5. 会計は、この会の会計事務を処理する。
6. 自治会委員は、自治会会員相互の連絡を緊密にし、この会の運営に参画するとともに、地域活動を行う。
7. 学級委員は、学級会員相互の連絡を緊密にし、この会の運営に参画するとともに、学級活動を行う。
8. 会計監査委員は、年1回会計監査を行う。

第10条（会議）

この会の会議は、次のとおりとする

1. 総会
2. 委員会
3. 常任委員会
4. 部会

第11条（総会）

総会は、年1回の定期総会と委員会において必要と認めるとき、臨時に開催することができる

総会に付議する事項は、次のとおりとする

1. 会則の改廃
2. 役員承認
3. 予算及び決算
4. 活動計画
5. その他の重要事項

第12条（委員会）

委員会は、総会に次ぐ決議機関であって、正副会長、常任委員、教職員常任委員、自治会委員、学級委員をもって構成し、この会の運営上必要と認められたとき、会長が召集する。

委員会に付議する事項は、次のとおりとする

1. 規程の制定及び改廃
2. 予算の追加及び更正
3. 活動計画
4. 総会より委任された事項
5. 常任委員及び会計監査委員の選任
6. その他必要な事項

第13条（常任委員会）

常任委員会は、会長、副会長、常任委員、教職員常任委員を持って構成し、この会の執行機関として会の運営に必要と認めるとき、会長が召集し、審議決定する。

常任委員会に付議する事項は、次のとおりとする

1. 活動計画への取り組み
2. 各部の連携調整
3. 会の事務処理
4. 総会に提案する議案の作成
5. その他の審議

第14条（部会）

この会には、会則第4条の活動を促進するため、次の部を置く。

1. 校外部
2. 福祉部
3. 広報部

第15条（部員）

学級委員、自治会委員は会長の指名により前条の各部に属し、常任委員が正副部長を務める。なお、各部にはそれぞれ1～2名の教職員が付き、正副部長を補佐する。

第16条（決議）

この会の会議は、すべて出席者の過半数をもって決議する。

第17条（経費）

この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってこれにあてる

第18条（会費）

この会の会員は、会費を納めることとし、会費年額は総会において決定する。

第19条（会計年度）

この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条（会則の改廃）

この会の会則を改正しようとするときは、委員会で協議し、総会の決議を得るものとする。

第21条（帳簿）

この会に、次の帳簿を備える。

1. 会則
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 会計簿
5. 収发文書綴り
6. 行事予定
7. 記録

第22条（補足）

この会に定めがない事項は、会長が委員会の決議を経て定めることができる。

付則 この会則は、令和2年4月23日より実施する。

沿革	昭和35年5月28日	制定	平成8年4月24日	一部改正
	昭和37年5月17日	一部改正	平成14年4月26日	一部改正
	昭和39年5月7日	一部改正	平成17年4月23日	一部改正
	昭和41年4月28日	一部改正	平成25年5月11日	一部改正
	昭和52年5月7日	一部改正	平成26年4月19日	一部改正
	昭和63年4月28日	一部改正	令和2年4月23日	一部改正
	平成元年4月30日	一部改正		

山南中学校PTA旅費規程

第1条 山南中学校PTAの役員が、本会用務のために出張する場合には、この規定に基づいて旅費を支給する。

第2条 旅費を支給する場合は、次のいずれかに該当するものとする。

1. 会長の招集する各種会議に出席するとき。但し、会則第10条の場合は除く。
2. 他団体、他機関に本会を代表するとき。但し、招集者が旅費を負担する場合は除く。
3. 事務連絡その他、本会の用務のため出張するとき。

第3条 旅費の支給は、次のとおりとする

1. 丹波市山南区域以外の場合 金五百円

付則 この規程は令和2年4月23日より適用する。

沿革	平成26年4月19日	一部改正
	令和2年4月23日	一部改正

表彰及び慶弔規程

第1条 会長、副会長及び役員として本会の運営に尽力した会員には、感謝状を贈り謝意を表す。

第2条 生徒、会員、教職員及びその親子、配偶者が死亡したときは、下記の金額の香料を供えて弔慰を表す。

	会 員	生 徒	教職員
本 人	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円

第3条 上記以外の場合及び上記外でも特別の場合は、会長一任としてのちほど常任委員会に報告する。

付則 この規程は、令和2年4月23日から適用する。

沿革	昭和62年4月1日	改正
	平成14年4月26日	一部改正（第1条）
	平成29年4月22日	一部改正
	令和 2年4月23日	一部改正